魚津市ふるさと寄附返礼品登録申請要項

1　目的

魚津市ふるさと寄附の促進及び本市の魅力や地元特産品等の PR 等を行うため、本市へふるさと寄附をした寄附者へ贈る返礼品の登録申請について、必要な事項を定める。

2　返礼品提供事業者の要件

申請できる事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

① 原則、市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場又は営業所のいずれかを有する法人、団体又は個人事業者等であること。

② 市税の滞納、未申告等がないこと。（申請の時点で、市による納税状況確認に同意したものとみなす。）

③ 各種法規則、条例に沿った操業、生産、製造、販売等を行っていること。

④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者）でないこと。

⑤　代表者等が魚津市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 21 日条例第１号）第２条第１号及び第２号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者（暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）でないこと。

ただし、上記要件に適合しても市が適当でないと判断した場合は、承認できないことがある。

3　返礼品について

（１）採用要件

返礼品は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

① 本市の魅力や特産品の PR につながるものであること。

② 各種法令、告示等に違反していないもの。公序良俗に反していないもの。

③ 下記ア～オのいずれかに該当すること。

ア　主となる原材料の産地が主に市内であること。

イ　加工または製造の工程が主に市内で行われていること。

ウ　主に市内で提供されるサービス、役務等であること。

エ　市のオリジナル製品（ゆるキャラをあしらった商品等）

オ　近隣市町村との共同の返礼品については、下記のいずれかに該当

すること。

・共同の返礼品として取り扱うことを前提として、本市と近隣自治体が共同開発した返礼品

・本市と近隣自治体の区域内において地域資源として相当程度認識されており、かつ本市と近隣自治体で共同の返礼品として取り扱うことに同意した返礼品

④ 受注後１か月以内に発送できるもの。ただし、収穫時期が限られる商品等、市が認める事由がある場合はこの限りではない。

⑤ 品質及び数量について、安定供給が行えるもの。ただし、数量限定、期間限定で供給可能なものはこの限りではない。

⑥ 食品の場合は、賞味期限が出荷日を含め４日以上であることを基本とする。

４日未満のものについては、返礼品発送委託業者や市と事前に協議を行い、商品が適切に寄附者の手元に届けられると判断した場合に登録を認める。

（２）返礼品の価格等

返礼品の価格は、梱包料、手数料を含むものとする。ただし、事業者が提案した価格と一般的な市場価値とに乖離がみられる場合は登録を認めない場合がある。

送料は、市場価格の範囲内で市が実費を負担する。

４　申込方法

市へ誓約書を提出すること。

返礼品の登録については、市が委託している業者の指示に基づき行うこと。

５ 募集期間

随時募集

※商品によって審査・承認・掲載に時間を要する場合がある。

６　登録申請に係る補足事項

事業者及び返礼品が本要項に定める要件を満たさなくなった場合や、税制改正等により提供される商品が返礼品としてふさわしくないと判断された場合には、登録を取り消すことがある。

７　その他留意事項

① 返礼品を発送する際に限り、商品の紹介パンフレット等を同封することができる。

② 寄附者の個人情報の取扱いについては、魚津市個人情報保護条例その他関係法令を尊守すること。寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用してはならない。
③ 事業者は、お礼の品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について魚津市に遅滞なく報告することとする。また、商品に関する補償やクレーム対応について、市は一切責任を負わない。
④ ふるさと納税返礼品ポータルサイト（ふるさとチョイス等）や市ホームページ等への返礼品の掲載順序等については、市に一任するものとする。
⑤ 事業の効率的な運営のため、返礼品の手配、顧客・配送等にかかるデータの適正管理等返礼品における取扱業務全般を受託業者へ委託することがある。
⑥ この要項に定めるものの他、必要な事項は別に定める。